

## 第2章 外洋艇全日本選手権（ジャパンカップ）及び 全日本レベルのレース

### （主催・共同主催・公認）

**第1条** 外洋艇全日本選手権（ジャパンカップ）、および全日本レベルのレース（以下、外洋艇全日本選手権大会等）は、当該主催加盟団の申請により、日本セーリング連盟（以下、JSAF）が下記第3条の条件に基づき「共同主催」レースとして承認するか、「公認」レースとして承認する。

### （実施上の留意点）

**第2条** 外洋艇全日本選手権等に関し、留意すべき事項は次のとおりとする。

- （1）大会を主催する団体は、JSAF、および外洋加盟団体もしくは特別加盟団体が、これを行う。
- （2）大会は、定期的かつ継続的に行う。
- （3）JSAFと共同主催を行う主催団体は、その共同責任において大会を実施するものとし、実施にあたってはJSAFと共同主催契約書を締結する。
- （4）JSAFから「公認」を受けて主催を行う主催団体は、全て、その主催団体の責任において大会を実施するものとし、複数の主催団体が大会の実施を行う場合には、当該主催団体による共同主催の覚書（契約書）を締結する。

### （外洋艇全日本選手権大会等開催の条件）

**第3条** 全日本選手権大会等開催の条件は次のとおりとする。

- （1）第1条の大会「公認」願い、もしくは大会「共同主催」願いは、外洋統括委員会がこれを審査の後、大会開催日の3ヶ月前までに、申請書をJSAFレース委員会へ提出する。
- （2）参加艇は、JSAFに登録された艇であること。海外からの参加艇については、その国のナショナルオーソリティーへの登録があれば、この限りにない。
- （3）艇長は、JSAF外洋加盟団体の会員であること。但し、海外からの参加艇については、この規定を除外する。
- （4）参加者は、全員がJSAFのメンバーであること。但し、海外からの参加者は、その国のナショナルオーソリティーに加盟しておれば、この限りにない。
- （5）「セーリング競技規則（RRS）」、「JSAF外洋レース規則」、JSAF外洋特別規定、およびJSAFが公認するハンディキャップシステムに基づき、大会が運営されていること。
- （6）ハンディキャップシステムについては、JSAFが公認し、外洋計測委員会によって管理されるハンディキャップを使用すること。
- （7）JSAF外洋特別規定  
レース公示に定められたカテゴリーに基づき、JSAF外洋特別規定に規定する安全規定を充たしていること。  
並びに、レース公示に規定された特別規定が存在する場合には、それを充たしていること。
- （8）レース公示案は、外洋統括委員会がこれを審議の後、開催日3ヶ月前までに、JSAFレース委員会に提出する。帆走指示書案は、1ヶ月前までに、外洋統括委員会に提出して、承認を得ること。
- （9）主催団体の大会運営に当たる主要役員は、JSAFのメンバーであることが求められる。
- （10）JSAF公認のナショナル・レースオフィサーを1名以上、大会組織のメンバーに加えること。
- （11）抗議・救済等の処置は、JSAF 公認のジャッジで構成するジュリー又はプロテスト委員会によっ

で行うこと。原則として3名以上のA級ジャッジを置かなければならない。但し、事情により内1名をB級ジャッジ2名に変えることができる。

- (12) 主催団体は、参加艇の事故を想定して、十分な賠償額のある保険に加入することが求められる。また、主催団体は、運営要員を対象にした生命、傷害保険に加入することが求められる。なお、レース公示では、参加艇に対し「ヨット賠償責任保険、搭乗者傷害保険、捜索救助費用保険」への加入を義務付けなければならない。
- (13) 主催団体は、競技参加者と原則として「主催者－競技参加者との参加同意書」を締結すること。但し、レース公示、帆走指示書、参加申込書等に同意書と同様な文章が記載されている場合は、この限りではない。
- (14) 主催団体は、危機管理マニュアル等を作成すること。
- (15) 大会終了後、JSAFに対して所定の報告書を提出すること。
- (16) 広告規定  
日本セーリング連盟規程6に基づくものとする。
- (17) レースの映像と文章  
レースにおける映像と文章は、JSAFと主催団体が権利を有する。但し、報道を目的として使用されることに関しては、これを除外する。また、レースの参加艇や参加者は、メディアを通じて報道・放映されることに同意するものとする。

#### **(外洋艇全日本選手権大会等のレースとして認定された大会)**

**第4条** JSAFは、以下の大会を本規則に基づく大会として認定している。但し、認定される大会は追加、変更等を行うことが出来るものとする。

- (1) 全日本選手権大会
  - ア、 ジャパンカップ
  - イ、 全日本ミドルボート選手権大会
  - ウ、 上記大会以外で主催団体より申請があった場合に、JSAF理事会で承認された大会。
- (2) 全日本レベルのレース
  - ア、 パールレース
  - イ、 ジャパン・グアムヨットレース
  - ウ、 沖縄レース
  - エ、 メルボルン／大阪ダブルハンドヨットレース
  - オ、 上記大会以外で主催団体より申請があった場合に、JSAF理事会で承認された大会。

#### **外洋艇全日本選手権（ジャパンカップ）開催規定**

**第5条** ジャパンカップに関しては、記載した各条項に加え、下記規定を適用する。

- (1) ジャパンカップ  
ジャパンカップとは、日本における外洋レースの最高峰に位置づけられる歴史あるレースである。年間に一度開催されて、その年の外洋艇の選手権を争うレースである。
- (2) ジャパンカップ開催地・主催団体の決定  
ジャパンカップは、外洋加盟団体が(また、別に主催団体がある場合には共同して)開催申請を行ない、外洋統括委員会で決定される。また、その申請が2件を超える場合には、外洋統括

委員会で申請内容を勘案の上、開催地を決定する。

(3) ジャパンカップ主催団体

外洋加盟団体が(また、別に主催団体がある場合には共同して)実行委員会を組織し、その運営に当たる。

(4) ジャパンカップ開催の申請手続き、および申請期限

ア、ジャパンカップの開催申請を受け、外洋統括委員会で、開催前年度の4月末までに、次年度の開催加盟団体を決定する。

イ、申請については、開催前年度の3月末までに、外洋加盟団体を經由して、以下の書類を外洋統括委員会に提出すること。

① 主催団体、および開催場所、日程

② 申請書には、以下の項目を記述し、報告する事

過去3年間の主催記録

係留施設、コミッティーボート、ジュリーボートの運用状況、大会本部や計測関係施設及びジュリー・ルーム施設の状況等

ウ、インショアーレース、オフショアーレース、それぞれに、その使用レースエリアの状況

(5) 主催団体の責務

ア、主催団体(実行委員会)は、ジャパンカップ開催規定に従い、レースに関するすべての案件を処理する。

イ、主催団体は、「レースの公示」について、JSAF外洋統括委員会の承認を受けた後、少なくとも12ヶ月以前に、すべての外洋加盟団体へ送付する事が求められる。また「帆走指示書」は、少なくともレース開催の1ヶ月前までに、外洋加盟団体とすべての参加者に送付されなければならない。また、帆走指示書に付随する文書として係留施設等の情報なども含めなければならない。

ウ、主催団体は、インショアーレース、オフショアーレース(100マイルを越えるオーバーナイトレース)を含めて、ジャパンカップに相応しい内容のレースを構成する必要がある。これらレースは、少なくとも7レース以上を予定されなければならない。また、オフショアーレースを除くことは出来ない。

エ、主催団体は、使用する海面(レースエリア)を勘案して、JSAF外洋特別規定のカテゴリーを決定する。

(6) ジャパンカップとしての成立要件

ア、JSAFの公認するハンディキャップシステムにおいて、10艇以上の外洋登録艇の参加があること。

イ、3ヶ所以上の異なる水域の外洋加盟団体からの参加があること。

(7) 参加艇の範囲 及び レース形式

ア、参加艇のハンディキャップの範囲(レーティングバンド)や区分については、参加艇の動向を踏まえ、外洋レース委員会、および外洋計測委員会と協議の上、主催団体が決定する。

イ、主催団体は、レーティングバンドに応じて、複数のクラスを設けて、それぞれにジャパンカップを授与することもできる。

(8) 大会計測員、および大会安全検査員

ア、大会に関わる計測員は、使用するハンディキャップシステムで公認された計測員で、外洋計

測委員長の承認を受け、主催団体が任命する。

イ、大会に関わる安全検査員は、JSAF外洋特別規定の資格を有する検査員で、外洋安全委員長の承認を受け、主催団体が任命する。

(9) 参加、および参加の制限

ア、主催団体は、参加申し込みの期限を定めることが出来る。しかしながら、その期限は、最初のレースの日より2週間以上前に設定することが求められる。

イ、主催団体は、艇の所有者から署名のある参加同意書の提出を求めることができる。

(10) その他

この規定とレースに関わる諸規定との間に矛盾が生じた場合には、また、この規定を変更する場合には、外洋統括委員会が検討し、JSAFレース委員会を通じてJSAF理事会において決定する。

**(JSAF の支援)**

**第6条** JSAFの支援は、次のとおりとする。

- (1) JSAFの予算の範囲内で補助金を交付する場合も有る。その場合の交付額はJSAF理事会において別にこれを定める。
- (2) JSAF会長名による表彰状の授与。
- (3) 「Jーセーリング」誌上あるいはJSAFホームページで、レース公示および成績等の報告を掲載する。
- (4) JSAFは、主催団体よりの要請がある場合には、JSAFのレースオフィサー、ジャッジ、計測委員、ならびに役員を派遣する。但し、派遣に関わる費用は主催団体の負担とする。

**(そ の 他)**

**第7条** 補足的事項

- (1) その年度において大会開催を予定する主催団体は、大会の実施場所および日程については、ジャパンカップを除き、前年度の1月末までにJSAFに届け出ること。
- (2) 大会に関する報告は次の通りとし、大会終了後1ヶ月以内に、これを行うものとする。
  - ア、実施報告書
  - イ、プログラム・成績表
  - ウ、レース所感
  - エ、決算報告書(補助金交付がある場合のみ)
  - オ、補助金支払申請書(補助金交付がある場合のみ)
  - カ、プロテスト委員長のレガッタレポート
- (3) 主催団体は、競技参加艇に対して大会レース運営に関するアンケート調査を実施し、その調査書をJSAFレース委員会に提出するものとする。

以上